

法務講座(42)

相続について

寺本法律会計事務所
弁護士 飯塚 美葉

1 前回は、法律で決められた相続分のほかに、遺言を書くことによって、ある程度、死後の財産の分配について、意思を反映させることができること、ただし、配偶者、子、親などの相続人には「遺留分」というものがあることをご説明しました。

2 今回は、遺言の書き方についてお話しします。

遺言の作成についても、民法で細かい方法が規定されており、この方法を守らないと、遺言として有効になりません。

遺言には、主に次の3種類があります。

- 1 自筆証書遺言
- 2 公正証書遺言
- 3 秘密証書遺言

3 この中で一番簡単なのは、自筆証書遺言です。自分で書いて作成し、保管しておけばいいということです。ただし、必ず「全文を」本人が自筆し、また、日付、署名を書いて、印を押さなければいけないこととなっています。つまり、本文をパソコンで作成して、サインだけ手書きで書いてある場合や、サインはあるが印鑑がない場合は、遺言として無効になってしまいますので、気をつけてください。また、日付もはっきり書く必要があります。たとえば「年 月 吉日」とした遺言は無効であるという判例が出ています。逆に、遺言に使用する印鑑については、実印である必要はなく、三文判でもかまわないとされています。

上記の注意を守れば、この方法による遺言は、自分一人で作成することができ、秘密も守ることができるので、便利な方法で

す。他方、保管に注意する必要があり、また、この遺言は、死亡後、家庭裁判所による「検認」という手続を受けないと効力を生じません。

4 2番目の、公正証書遺言というのは、公証人に作成してもらうもので、内容についても、効力についても、最も確実な方法であるといえます。公証人は法律の専門家ですから、財産の表記などについても、あいまいな点がないように、アドバイスをしてくれます。また、作成した遺言の原本を、公証役場で預かってくれますので、紛失や改ざんのおそれがありません。ただし、公証人に支払う手数料がかかります（財産の総額に応じて、数万円程度）。また、証人として、推定相続人やその親族に該当しない人を、2人用意しなければなりません。

公証人に遺言の作成をお願いするには、公証役場へ行ってもいいですし、本人が病気などの場合は、現場にきてもらうようお願いすることもできます。

5 3番目の、秘密証書遺言というのは、遺言の内容を秘密にしたいときに使われるもので、自分で遺言を作成し、それを封印して、公証役場に持って行く方法です。この場合の遺言は、サインだけを自筆ですが、本文はパソコンなどで作成してもよいことになっています。また、押印が必要で、遺言書と封印に、同じ印鑑を用いて押印します。このとき別々の印鑑を使うと、無効になってしまうので注意が必要です。

このようにして作成し封印した遺言書を、

公証人1名と証人2名に見せ、公証人が、その封筒に、この遺言がどこの誰の遺言であるかを書き込み、公証人、証人が署名押印をします。

ただし、秘密証書遺言は、公証役場では預かってくれませんので、紛失などに気をつける必要があります。また、死亡後、家庭裁判所での検認手続も必要です。

そのため、自筆証書遺言や、公正証書遺言に比べると、手続きが複雑なわりには、メリットが少ない方法かもしれません。

6 このほかに、事故にあって死にそうなきや、伝染病で隔離されているときなどのための、緊急時の遺言の方法として、証人に口頭で伝えたり、警察官に立ち会ってもらったりする方法もありますが、こちらの説明は省略します。

法人協会ニュース

自社の経営に役立つ！「実践企業的経営体養成研修会」が開催されます

法人経営をしていく上で欠かせない「人材育成」「労務管理」「事業承継」「ビジネス連携・マーケティング」「リスク管理」などのテーマで、経営に役立つ様々なプログラムを2日間受講していただく研修です。全ての内容は実務に直結したものとなっており、受講者同士の情報交換の場面も予定しております。受講料は無料！先着順です。是非ご参加下さい。

受講料：無料（開催地までの交通費、宿泊費、昼食代等は各自にてご負担頂きます）
定員：毎回先着20名（申込先着順に受付けます）

<第2回 熊本県開催> 締切間近！！

テーマ：「ビジネスマナー・コミュニケーション力向上研修」

日時：1月22日(木)～23日(金)
場所：三井ガーデンホテル熊本
(JR「熊本駅」より車で約5分)

<第3回 京都府開催> 只今募集中！

テーマ：「セールスプレゼンテーションと部下育成力強化研修」

日時：2月12日(木)～13日(金)
場所：ホテル京阪 京都
(JR「京都駅」八条口より徒歩1分)

<第4回 北海道開催> 間もなく募集開始！

テーマ：「セールスプレゼンテーションスキルアップ研修」

日時：2月19日(木)～20日(金)
場所：札幌 東急イン
(地下鉄南北線すすきの駅より徒歩1分)

お問い合わせ先：当協会 事業課・山中
詳細は当協会HPをご覧ください。

海外商談会への共同出展募集について

当協会では、2009年2月にドイツ・ベルリンにて開催される「FRUIT LOGISTICA 2009(国際果実・野菜マーケティング展)」にブースを設置いたします。本展示商談会は世界有数の規模を誇り、今後の世界市場への足掛かりとして非常に有益な場です。当協会HPにも詳細資料を掲載し、引き続き出展者を募集しています。ご不明な点は当協会までお気軽にご相談ください。

会期：2009年2月4日(水)～6日(金) 各日9時～18時

会場：ドイツ ベルリン国際見本市会場
出展可能品目：野菜、果物が中心。その他ドライフルーツ、花卉類等。 詳細要相談。

参加費用(補助適用後)

1社あたり出展料 17万円(5社参加を想定)
1人あたり旅費 16万円

費用は参加者数、為替レート、必要備品等により変動します

おもな協会行事予定について

12月15日(月)三役会議(東京)
1月26日(月)-27日(火)近畿ブロック交流会(兵庫)
1月28日(水)第28回運営委員会(東京)
2月10日(火)第31回役員会(東京)
3月5日(木)-6日(金)第20回総会・セミナー(浅草)
1月13日(火)-14日(水)食農融和推進部会
1月22日(木)社会的責任研究部会
1月22日(木)-23日(金)第2回実践研修会(熊本)
2月3日(火)-6日(金)グルメ&タティングスタイルショー(東京)
2月4日(水)-6日(金)FRUIT LOGISTICA(ドイツ)
2月4日(水)-5日(木)アグリワード EXPO(大阪)
2月12日(木)-13日(金)第3回実践研修会(京都)
2月19日(木)-20日(金)第4回実践研修会(札幌)
2月22日(日)新・農業人フェア(大阪)
3月14日(土)新・農業人フェア(東京)

本紙に関するお問合せは下記までご連絡下さい。

アグリビジネス経営塾

発行：社団法人日本農業法人協会



HP：<http://www.hojin.or.jp>

TEL:03-6268-9500

FAX:03-3237-6811

e-mail：juku@hojin.or.jp

©(社)日本農業法人協会2008

本紙記事の無断転載を禁止します